

いわき市農業委員会第14回総会議事録

1 開催日時

令和元年6月14日(金) 9時30分から11時30分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者(33人)

(1) 農業委員(23人)

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
	20 岡田光男	

(2) 事務局(10人)

太清光	事務局長
鈴木一徳	次長
早水孝太郎	主任主査兼農地調査係長
草野浩平	農地審査係長
野木隆司	農政振興係長
勝沼靖	農政振興係 主査
金成聡司	農地調査係 主査
府川将人	農地審査係 主査
石島大輔	農地審査係 事務主任
稲葉俊祐	農地審査係 主事

4 欠席者(1人)

10 油座勝三

5 途中退席者(1人)

13 鈴木理

5 会議の概要

事務局
(鈴木次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第14回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。

はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

- 第14回総会議案書
- 許可申請に係る意見及び決定理由書
- 現地調査位置図
- 農地法第18条第6項の規定による通知に係る一覧表
- 【資料1】令和2年農作業労働賃金標準額資料
- 【資料2】令和元年度「いわき市農地パトロール（利用状況調査）強化月間」の実施について
- 【資料3】2020年度末に期限を迎える復興関係税制に関する調査への協力依頼について
- 平成30年度業務報告書

以上、8点です。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

続きまして、農業委員会憲章唱和でございますが、唱和のご発声を、議席番号14番、蛭田秀史委員よりお願い致します。

14番
蛭田委員

私が、いわき市農業委員会憲章の前文4行を読み上げますので、「一、農業・農村の代表として、」から引き続きご唱和ください。

－憲章唱和－

事務局
(鈴木次長)

ありがとうございました。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集しております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、ご挨拶申し上げます。

草野会長

いわき市農業委員会第14回総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、公私共にご多忙の中、ご参集いただき感謝申し上げます。

本日の総会は、議事といたしまして、定例となります「農地法に係る許可申請等」について、協議事項といたしまして、「令和2年農

草野会長	作業労働賃金標準額」について、ご審議いただきますとともに、その他といたしまして、いくつかの事項の説明を受けることとなりますことから、慎重且つ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げます。あいさつといたします。
事務局 (鈴木次長)	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となりまして進めさせていただきます。 会長、よろしくお願い致します。
議 長 (草野会長)	それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。 本日の通告欠席は、 議席番号10番、油座勝三委員でございます。 現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。 次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。 只今より、いわき市農業委員会第14回総会を開会致します。 次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。 議席番号6番 鈴木 義直 委員 7番 草野 久仁昭 委員 以上2名をお願い致します。 また、書記は事務局をお願い致します。 なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。 これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局 (鈴木次長)	－総会議案書 2 ページにより会務報告－
議 長 (草野会長)	ありがとうございました。 それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	第 14 回総会の案件について、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」において訂正が 2 件、議案第 6 号「いわき市農用地利用集積計画について」において訂正が 1 件、議案第 7 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」において訂正が 1 件、報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」において訂正が 1 件ございました。 詳細につきましては、議案説明の際、担当者から説明致します。 私からの説明は以上です。
議 長 (草野会長)	それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 3 ページをお開き願います。 －議案第 1 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主任)	議案説明書 2 ページをお開き願います。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明いたします。 議案説明書 3 ページをお開き願います。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。

事務局 (石島主任)	1 番、申請地、久之浜町外 32 筆、地目は全て畑、面積は計 13,126.53 m²でございます。 権利異動事由は賃借権の設定でございます。 続きまして、2 番、申請地、久之浜町外 1 筆、地目は全て畑、面積は計 1,540 m²でございます。 権利異動事由は使用賃借権の設定でございます。 今月の 3 条申請面積は、田 0 m²、畑 14,666.53 m²、合計 14,666.53 m²です。 番号 1 番から 2 番までについては、3 条許可ができない場合を示した農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 説明は、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 1 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
2 番 坂本委員	議席番号 2 番の坂本和徳です。 事案 1 番から 2 番につきまして、現地を調査致しましたが、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第 1 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 4 ページをお開き願います。 －議案第 2 号を朗読、審議事項を説明－

事務局
(草野係長)

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(稲葉主事)

議案説明書 4 ページをお開き願います。

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
ご説明致します。

議案説明書 5 ページをお開き願います。

配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定
理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いします。

番号 1 番、申請地は三和町、登記地目は畑、面積は 2,504 m²、転
用目的は植林です。

事業実施の確実性につきましては、申請人は申請地を昭和 50 年頃
からハウスを建てシイタケ栽培を平成 10 年頃まで行っており、ハウ
ス撤去後は畑として耕作しておりましたが、土地の立地が悪く作物
の収穫量が少ないため、耕作を断念しておりました。荒地になるこ
とを防ぐため、周りの状態にあわせて植林をしたいという案件であ
り、事業実施は確実です。

番号 2 番、申請地は遠野町、登記地目は畑、面積は 405 m²、転用
目的は農家住宅敷地です。

なお、当該案件につきましては、農地法の許可を得ずに既に住宅
建築を行っており、現状違反転用の状態にあることから、事後申請
となってしまいますが、転用許可を得、違反転用状態を解消するた
め、申請書が提出されたものです。

住宅を建てた経緯につきましては、申請人夫婦、長男、二男夫婦
及び子供 3 人の合計 9 人で遠野地内に居住しておりましたが、東日
本大震災の影響で住居が半壊となった事と手狭な状況である為、従
前の住宅に隣接していた休耕畑である本件申請地に 2 世帯住宅の計
画を建てました。

しかし、申請人は農地法について十分に理解していなかったため、
転用許可手続きを経ずに、住宅を建築してしまい、平成 29 年 12 月
頃から当該住宅で生活しております。

違反転用に対しましては、農地法第 51 条に基づき処分を行うこと
となりますが、同条第 1 項には、違反転用者等に対して「土地の農
業上の利用の確保及び公益並びに関係人の利益」を勘案して「特に
必要があると認めるときは、その必要の限度において」原状回復等
の措置を命じることができると規定されております。

当該案件につきましては、申請人は農地転用にあたり許可が必要
なことを理解しておらず、違法性の認識のないまま、住宅を建築し
ており、故意に違反転用を行ったとまでは言い切れないと考えてお

事務局
(稲葉主事)

ります。

また、当該農地の区分は、第2種農地に該当し、本来事前に申請があれば、許可を受けられる農地になります。

仮に、原状回復等を命じた場合、申請人世帯にとって、現に居住している家を失うとともに、(住宅ローン等)経済的損失が莫大となることが想定されます。

事務局といたしましては、農地法違反に対し、安易に追認するという考えはございませんが、違反転用に至った経緯や当該農地の立地状況等を踏まえ総合的に判断すると、農地法第51条第1項に規定する、原状回復等を命じることとなる「特に必要があるとき」に該当するとまでは言えないと考えますことから、当該案件につきましては追認による許可をお願いしたいと考えております。

なお、申請人に対しては、後日顛末書の提出を求めるとともに、二度と違反行為を行うことのないよう、事務局から指導したいと考えております。

以上、2件、面積は、田0㎡、畑2,909㎡、合計2,909㎡です。
説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第2号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

3番
蛭田委員

議席番号3番、蛭田元起です。

番号1番の事案につきましては、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

番号2番の事案につきましては、事務局説明のとおり、既に住宅が建っており、違反転用の状況にありました。

許可を得ずに住宅を建てたことにつきましては、事前に申請があれば、転用可能な農地であることから、追認での許可もやむを得ないものと考えます。

ただし、申請地の隣接農地にまで碎石が敷かれていることを確認したことから、碎石を撤去するなど改善をしたうえで追認するなど条件を付ける必要があると考えます。

報告は以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告について、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 2 号について、番号 1 番については原案のとおり、番号 2 番については、申請地外の隣接農地に敷かれている碎石を撤去したことを確認したうえで許可することにご異議ございませんか。 ー異議無しとの声有りー
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、只今ご説明のとおり可決致します。 次に、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 5 ページをお開き願います。 ー議案第 3 号を朗読、審議事項を説明ー 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	議案説明書 6 ページをお開き願います。 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明いたします。 議案説明書 7 ページをお開き願います。 説明に入る前に資料の訂正が 2 点ございます。 番号 3 番の申請土地の面積ですが、2, 293 m²と記載がありますが、正しくは、2, 393 m²となります。 次に、番号 14 番の申請土地の所在地番に 124 番 1、124 番 3 と記載がありますが、最後の部分、正しくは、124 番 3 の一部となります。 また、訂正に伴いまして、表の最下段、計の欄が変更となります。畑、12, 741 m²が 12, 841 m²、合計、17, 818. 39 m²が 17, 918. 39 m²になります。 以上、訂正をお願いします。大変申し訳ございませんでした。 それでは説明に移らせていただきます。 配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 番号 1 番、申請地は、山田町、登記地目は畑、転用面積は 1, 588 m²、権利の移転事由は使用貸借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。 事業の確実性につきましては、被設定人は環境への負荷低減を実現しつつ長期にわたり安定的に発電を継続していくことが重要と考え、再生可能エネルギーを推進したいと考えました。実父である設

事務局
(府川主査)

定人の土地を検討したところ、休耕畑である申請地を使用貸借する承諾を得ました。休耕畑の荒廃防止に貢献出来るため、太陽光発電設備を設置する案件であることから事業実施は確実です。

番号2番、申請地は常磐、登記地目は畑、転用面積は1,940 m²、権利の移転事由は売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は太陽光発電事業を行う法人であり、今回、休耕畑である当該地を譲渡人から売買する合意を得られたことから、太陽光発電設備を設置する案件であり事業実施は確実です。

番号3番、申請地は内郷、登記地目は畑、転用面積は2,393 m²、権利の移転事由は売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は太陽光発電事業を行う法人であり、いわきに支店を開設し、事業拡大を計画しております。事業にあたり事業地の確保は必要不可欠であり、今回、労働力不足などから休耕畑となっている当該地を譲渡人から売買する合意を得られたことから、太陽光発電設備を設置する案件であり、事業実施は確実です。

番号4番、申請地は四倉町、登記地目は畑、転用面積は256 m²、権利の移転事由は贈与による所有権の移転、転用目的は分家住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は、平塩地区内に住んでいますが、現在の住居が手狭になり、また、実家の農業を手伝うため、実家に近い申請地に住宅を建築したいという案件であり事業実施は確実です。

番号5番、申請地は四倉町、登記地目は畑、転用面積は75 m²、権利の移転事由は、贈与による所有権の移転、転用目的は駐車場です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人の住宅敷地は面積が狭く、家族が所有する車2台を置くのが精いっぱい、来客時の車の駐車場所を確保することが困難な状況にあります。これを解消するため適地を探していたところ、親戚である譲渡人の内諾を得られたことから、駐車場を設置したいという案件であり事業実施は確実です。

番号6番、申請地は四倉町外3筆、登記地目は畑、転用面積は1,526 m²、権利の移転事由は、賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、当該農地は長年耕作されておらず、耕作する者も見つからない状況であり、設定人は農地を管理

事務局
(府川主査)

する労力の軽減策を考えていました。被設定人は太陽光発電事業を行っており、事業地を探しており、両者の思惑が一致したことから、太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号 7 番、申請地は遠野町外 2 筆、登記地目は畑、転用面積は 746 m²、権利の移転事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、被設定人は太陽光発電事業を行う法人であります。今回、労働力不足や農業を行う為に費やす時間・費用など捻出が困難であるという理由から休耕畑となっている当該農地を設定人から賃借する合意を得られたことから、太陽光発電設備を設置する案件であり事業実施は確実です。

番号 8 番、申請地は小川町外 4 筆、登記地目は田、転用面積は 2,228.40 m²、権利の移転事由は売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は人手不足から当該農地を耕作しておらず、休耕田としていました。しかし農地の管理は必要なため、その労力の軽減策を考えていました。譲受人は太陽光発電事業を行っていて事業地を探しており、両者の思惑が一致したことから、太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号 9 番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は 522 m²、権利の移転事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、設定人は、労働力不足から田を休耕田としており、他に田を耕作する者も見つからず、農業後継者もおられません。そのため、田が荒廃して周囲に迷惑をかける可能性があることから、それを防止するため、太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号 10 番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は 781 m²、権利の移転事由は、賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、設定人は、労働力不足から田を休耕田としており、他に田を耕作する者も見つからず、農業後継者もおられません。そのため、田が荒廃して周囲に迷惑をかける可能性があることから、それを防止するため、太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号 11 番、申請地は久之浜町外 2 筆、登記地目は田、転用面積は 1,545.99 m²、権利の移転事由は賃借権の設定、転用目的は事務所・選果場・駐車場です。

事業実施の確実性について説明します。申請地は、東日本大震災

事務局
(府川主査)

の津波により被災した久之浜末続地区防災集団移転促進事業により市が買い上げた土地です。跡地の活用方法について公募したところ、被設定人が応募し、市とパートナーシップ基本協定を結んだところでは。被設定人は、ここで大規模農業を立ち上げるにあたり、事務所、選果場、駐車場が必要となったことから設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号12番、申請地は大久町外1筆、登記地目は畑、転用面積は1,320㎡、権利の移転事由は売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、設定人は会社員で当該農地は長年耕作されておらず、耕作してくれる者を探しましたがみつからない状況にあり、農地管理の労力の軽減策を考えていました。被設定人は太陽光発電事業を行っており、事業地を探しており、両者の思惑が一致したことから、太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号13番、申請地は大久町外2筆、登記地目は畑、転用面積は1,535㎡、権利の移転事由は地上権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、当該農地は長年耕作されておらず、耕作してくれる者を探しましたがみつからない状況にあり、農地管理の労力の軽減策を考えていました。被設定人は太陽光発電事業を行っており、事業地を探しており、両者の思惑が一致したことから、太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号14番、申請地は大久町外1筆、登記地目は畑、転用面積は1,462㎡、権利の移転事由は地上権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性について説明します。当該農地は長年耕作されておらず、耕作してくれる者を探しましたがみつからない状況にあり、農地管理の労力の軽減策を考えていました。被設定人は太陽光発電事業を行っており、事業地を探しており、両者の思惑が一致したことから、太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

以上、14件、面積は、田5,077.39㎡、畑12,841.00㎡、合計17,918.39㎡です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第3号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

4 番 遠藤委員	議席番号 4 番の遠藤重和です。 番号 1 番から 14 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。
16 番 木幡委員	事案 9 番及び 10 番の譲受人について、太陽光発電設備とあり個人名義であるが、個人で事業を実施するのですか。 また、過去に、市内で実績はありますか。
事務局 (府川主査)	譲受人であります、太陽光発電設備の事業計画の認定も個人名義であります。 市内での実績であります、事務局で把握している範囲では過去の実績はありません。
16 番 木幡委員	あまり個人で太陽光発電設備の事業というのを聞いたことがありません。 県のホームページや権利移動の手引き資料の中で、個人で事業を行った場合の使用料についてどうなるか確認がとれなかったため、気になりました。
議 長 (草野会長)	この点については、事務局で確認願います。 その他に、ご意見、ご質問がありませんか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第 3 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可処分の取消願いについて、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

議案書の6ページをお開き願います。
－議案第4号を朗読、審議事項を説明－
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(府川主査)

議案説明書9ページをお開き願います。
議案第4号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いに
ついてご説明いたします。

議案説明書10ページをお開き願います。
配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理
由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いします。

番号1番、取消願いの土地は、大久町外1筆、登記地目は畑、面
積は912㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

本案件は、平成31年2月26日付けで許可された、農地法第5条
の許可の取消しでございます。

取消理由は、譲渡人は高齢で体力的に農作業が困難な状況にあり、
農業経営の後継者や従事者もないことから、当該農地は現在休耕
中となっており、原野化の防止等のため太陽光発電設備を設置する
案件でありましたが、申請の際、権利の種類を所有権の移転とする
ところを誤って賃借権の設定として申請したことから、転用許可を
取り消すものです。

番号2番、取消願いの土地は大久町、登記地目は畑、面積は957
㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

本案件は平成31年3月26日付けで許可された、農地法第5条の
許可の取消でございます。

取消理由は、譲渡人は高齢で体力的に農作業が困難な状況にあり、
農業経営の後継者や従事者もないことから、当該農地は現在休耕
中となっており、原野化の防止等のため太陽光発電設備を設置する
案件でありましたが、申請の際、権利の種類を所有権の移転とする
ところを誤って賃借権の設定として申請したことから、転用許可を
取り消すものです。

説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第4号について説明がありましたが、委
員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第 4 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 ー異議無しとの声有りー
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可処分の取消願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 5 号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の 7 ページをお開き願います。 ー議案第 5 号を朗読し、審議事項を説明ー 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書 11 ページをお開き願います。 議案第 5 号、現況確認証明願いについてでございます。 次の 12 ページをお開き願います。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 それでは、説明させていただきます。 番号 1 番、申請地は三和町、公簿地目は畑、現況地目は山林でございます。 面積については、申請地が未国調地区であったため、今般の申請にあたり測量を行っており、登記地積は 522 m²、測量面積は 648.60 m²でございます。 非農地化した経過につきましては、申請地は牛の飼育のため採草放牧地として利用していましたが、昭和 55 年頃に牛の飼育をやめ、その後、一時畑として利用してきました。しかし、足の便が悪く耕作を放棄したため、山林化し現在に至っております。 以上 1 件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 5 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いします。

2 番 坂本委員	議席番号 2 番の坂本和徳です。 番号 1 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありません。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特段問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様からのご意見、ご質問等はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第 5 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 5 号、現況確認証明願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 6 号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の 8 ページを、お開き願います。 －議案第 6 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書 13 ページをお開き願います。 農用地利用集積計画の内容について説明致します。 初めに訂正が 1 件ございます。 議案説明書 17 ページをお開き願います。 番号 7 番の案件について、借賃が 7,440 円、コシヒカリ 59kg となっておりますが、23,488 円に訂正をお願いします。 それでは説明させていただきます。 議案説明書 14 ページをお開き願います。 第 5 号は公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。 実施地区は四倉、大久・久之浜。 借り手 1 名、貸し手 265 名、対象筆数、田 580 筆、畑 15 筆、面積、田 939,584 m²、畑 3,393 m²となっております。 次のページをお開き願います。

事務局 (金成主査)	農用地利用集積計画、令和元年度第 5 号。 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が令和元年 6 月 28 日、いわき市となっております。 次のページをお開き願います。 「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。 次のページをお開き願います。 「農用地利用権設定個人別表」でございます。 番号 1 番、土地の所在は四倉町外 1 筆、現況地目は田、面積 1,149 m²、外 264 件、詳細につきましては、記載のとおりです。 以上、第 5 号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 農用地利用集積計画については、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 6 号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第 6 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 6 号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 7 号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の 9 ページをお開き願います。 －議案第 7 号を朗読し、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書 44 ページをお開き願います。 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、説明いたします。 初めに訂正が 1 件ございます。

事務局 (金成主査)	議案説明書 45 ページをお開き願います。 番号 7 番の案件について、借賃がコシヒカリ 123kg となっておりますが、16,048 円、コシヒカリ 64kg に訂正をお願いします。 それでは説明させていただきます。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画(案)について、意見を求められたためお諮りするものです。 番号 1 番、土地の所在は四倉町、現況地目は田、面積 906 m²、外 12 件、詳細につきましては、記載のとおりです。 なお、農用地利用配分計画(案)は先ほど可決した、議案第 6 号、いわき市農用地利用集積計画について、に基づいて作成されたものです。 また、借り手は農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。 農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第 13 条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 7 号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。議案第 7 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 7 号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定については、原案のとおり可決致します。 次に、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 10 ページをお開き願います。 －報告第 1 号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局 (稲葉主事)	議案説明書の 47 ページをお開き願います。 農地法第 3 条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は平、登記地目は畑、面積 294 m²、権利を取得した日は平成 31 年 1 月 19 日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望の有無は無、受理年月日は平成 31 年 4 月 25 日でございます。外 14 件ございました。 議案説明書 51 ページをお開き願います。 権利取得面積は田 74,509 m²、畑 24,560.26 m²、合計 99,069.26 m²でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 2 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (草野係長)	議案書の 11 ページをお開き願います。 －報告第 2 号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の 52 ページをお開き願います。 農地法第 4 条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は渡辺町、登記地目は畑、面積は 113 m²、転用目的は駐車場敷地、都市計画法上の区分は第一種低層住居専用地域、工事着工年月日は令和元年 6 月 1 日、受理年月日は令和元年 5 月 20 日でございます。外 1 件ございました。 転用面積は田 0 m²、畑 820 m²、合計 820 m²でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 3 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (草野係長)	議案書の 12 ページをお開き願います。 －報告第 3 号を朗読、専決事項を説明－

事務局 (草野係長)	詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の 54 ページをお開き願います。 農地法第 5 条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は内郷、登記地目は田、面積は 593 m²、転用目的は分譲住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は令和元年 6 月 16 日、受理年月日は令和元年 5 月 7 日でございます。外 34 件ございました。 議案説明書 62 ページをお開き願います。 転用面積は田 24,812.23 m²、畑 8,324 m²、合計 33,136.23 m²でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の 13 ページをお開き願います。 －報告第 4 号を朗読し、報告事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	初めに訂正が 1 件ございます。 議案説明書 64 ページをお開き願います。 土地の引渡し時期が令和元年 5 月 31 日となっておりますが、令和元年 6 月 10 日に訂正をお願いします。 また、「(別紙) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に係る一覧表」についても、1 ページ目と 43 ページ目、土地の引渡し時期が令和元年 5 月 31 日となっておりますので、令和元年 6 月 10 日に訂正をお願いします。 それでは説明させていただきます。 大久地区および大野第二地区の換地処分に伴う農地中間管理事業賃貸借解約分となり、明細は、本日お配りしました別紙農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に係る一覧表の通りです。 現況地目は、田が 946,555.65 m²、畑が 21,306.99 m²、その他が 16,183.04 m²、合計面積は 984,045.68 m²でございます。 土地の引渡し時期は、令和元年 6 月 10 日でございます。

事務局 (金成主査)	合計筆数 1,313 筆でございます。 以上、農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約の通知がありましたので報告いたします。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、合意解約の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 5 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の 14 ページをお開き願います。 ー報告第 5 号を朗読し、専決事項を説明ー 議案説明書の 65 ページ、66 ページをお開き願います。 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、報告致します。 5 月は 1 件の証明願がありました。 合計面積は、田 2,177 m²、畑 901 m²、合計 3,078 m² になります。 審査の結果、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項に規定する適格者であるものと判断し、証明書を交付致しました。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 以上で、本日の議事は全て終了致しました。
13 番 鈴木理委員	議長、追加で質問がございます。
議 長 (草野会長)	13 番、鈴木理委員。
13 番 鈴木理委員	議案説明書の 48 ページ、番号 5 番の案件ですが、これは相続ということでの権利移動かと思います。 相続した農地に 36-2、36-3 という枝番がついていますが、住所には 36 番地だけですが、これは枝番がないということでのよいのでしょうか。
事務局 (府川主査)	地番の表示につきましては、登記法上のルールがございまして、単独の場合は枝番がつかない表示、ここでいうと 36 番地となっているのが通常かと思います。

事務局
(府川主査)

その後分筆する時に 36-1, 2, 3 と振られる場合がございます。
しかしすでにそこに従前地、おそらく畑にもともと家があったのかもしれないですが、住所表示としてそのまま生かされる場合がございます。
また、土地に関しましても 36 番地が親番だった場合、かつ、そこに住居を構えていた等があった場合につきましては、枝番を付けることなく 36 番地のままという場合がございます。
なお、ここにつきましては、詳細は確認させていただきたいと思います。

13 番
鈴木理委員

住所表記において、枝番が付けない場合があるということは、わかりました。
確認ですが、36-2, 36-3 とすでに枝番がある場合、相続ということになっていますので、我々も現地確認をやってまいりましたが、住宅があるところで、宅地になっているところでも、地目は畑というところがまだまだある可能性はあります。
その場合に、住んでいるところの枝番がついていない、しかし、周りには枝番がついている土地がある場合に、住所地番にも枝番を付けておくという指導はあえてしなくてもいいという認識でよろしいですね。

事務局
(府川主査)

仮にこの宅地の部分が 36-1 であった場合であっても、郵便物等の配達、それから、今まで 36 番地だと名乗ってきた場合、住所表記、住民票の表記に関しては、枝番がなくてよいとされております。

13 番
鈴木理委員

宅地と畑の区別というもの。
周りに枝番がついているものがあるのに、枝番がつかないで後で何かトラブルが起きる可能性というものについて、心配しなくてもよいという認識でよろしいですか。

事務局
(府川主査)

法制度上は問題ありません。

議長
(草野会長)

外に、ご意見、ご質問はありませんか。

－木幡委員挙手－

議長
(草野会長)

16 番
木幡委員

16 番、木幡仁一委員。

議案説明書 57 ページの農地法第 5 条第 1 項の許可申請について、先ほど譲渡人が個人名である質問に付随する質問です。

番号 12 番から 15 番の案件について、譲受人が個人名義なのですが、それら個人が、太陽光発電事業の一法人の社員となっていると思われます。

何らかの理由があつて、法人名ではなく、その従業員の名義に設定していると思われますが、不自然な取引に感じます。

契約は当事者間の問題ですから、農業委員会が関わる問題かどうか確認は必要ですが、許可権者として取引形態に不自然な点がある場合、確認をしておく必要があるように感じます。

事務局
(府川主査)

只今のご質問の件、それから、先ほどお答えした案件について追加説明も含め、一括でご説明申し上げます。

太陽光発電設備の設置に関して、設備の管理については、法人が行うものであります。

資源エネルギー庁の認定については、一事業者で隣接する複数の事業について認定されない事業があり、名義を替えて認可されているのが現状であります。

それに伴い、農地法上の許可申請も名義を替えて行っているものと考えられます。

農地法上の許認可について、問題ないと判断されますが、以降は、申請内容等慎重に確認して参ります。

議長
(草野会長)

その他、ご意見、ご質問はございませんか。

—意見無しとの声有り—

議長
(草野会長)

それでは、協議事項に入る前に、これより休憩と致します。

只今 11 時 3 分です。再開は 11 時 10 分からといたしますので、よろしく願いいたします。

—13 番 鈴木 理 委員退席—

議長
(草野会長)

これより、再開致します。

協議事項に移ります。令和 2 年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めます。

事務局
(勝沼主査)

令和2年農作業労働賃金標準額について説明させていただきます。

資料1①と致しまして、令和2年農作業労働賃金標準額策定の「協議資料」、資料1②と致しまして「参考資料」、藤色の「平成31年標準額」、3つの資料をお手元にご用意願います。

「協議資料」につきましては、委員の皆様にご協力を頂きました、アンケート調査の結果でございます。

「参考資料」につきましては、隣接市町村との比較、県内他市町村・本市の標準額の推移、県内他市町村の標準額表をまとめたものとなっております。

今回は、この2つの資料を用いまして、アンケート調査の結果を中心と致しまして、その概要を把握して頂きます。

次回7月以降の総会におきまして、標準額・追加項目等の具体的な検討・協議を行って頂き、遅くとも12月総会へ議案として提出したいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

なお、この3つの資料につきましては、次回以降も協議で必要となりますので、忘れずにご持参くださいますよう、お願い致します。

それでは、資料1①「協議資料」をご覧ください。

1ページ及び2ページでございますが、請負労働作業について皆様から頂いたご意見をまとめたものでございます。全体の傾向としましては、委託した農家からは高い、受託した農家からは安いという意見が多いものでございます。

3ページにありますのは、雇用労働作業についての表でございます。傾向としましては、雇用した農家からは高い、雇用された農家からは安いという意見が多いというものでございます。

4ページ、5ページでございますが、標準額を利用した際の問題点ということで、様々なご意見を頂きました。次回以降の協議まで皆様でお読み頂きたいと思えます。昨年もございました、燃料費や機械代が高騰しているため、そこを加味してほしいというような意見などであります。

6ページにつきましては、新たに設定してほしい項目についての意見をまとめたものでございます。

6項目ありますが、最後の「もみ殻処理料の新設」については、もみ殻は事業系一般廃棄物になりますので、法律上、その収集・運搬・処理に関しては許可等の必要があります。

そのため、農作業労働賃金では設定できないものとして、昨年以前から整理しております。

7ページ以降でございますが、アンケートの結果を見易くグラフ化したものでございます。すべての項目で7割以上「適当」である

事務局 (勝沼主査)	という意見でございます。 「協議資料」については以上であります、次回からの協議におきましては、事務局で、いただいたこれらの意見を整理し、事務局案をお示し致しますので、よろしくお願い致します。 続きまして、資料1②「参考資料」でございますが、1ページはいわき市に隣接している市町村の令和元年標準額となります。 2ページ、3ページについては、県内他市の請負労働作業賃金、4ページは雇用労働作業賃金の推移となります。 5ページは、本市の推移となっております。 6ページ以降は、各市町村の標準額表となっております。 「参考資料」については以上であります。 詳細につきましては、各資料を持ち帰って頂きまして、内容を精査頂いた上で、次回以降の協議に臨んで頂きたいと思っております。 繰り返し申し上げますが、各資料につきましては、次回以降も協議が必要となりますので、忘れずにご持参くださいますよう、お願い致します。 説明は、以上です。
議長 (草野会長)	事務局から説明がございましたアンケート調査の結果に関し、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。 これらについては、7月の総会からの協議事項ということで、この資料を基に昨年の労働賃金の審議を進めて参りたいと思っております。 次回までにこの資料とアンケートの結果を熟読していただき、協議に臨んでいただきたいと思います。 本日の協議事項は、ここまでと致します。 他に、ご意見、ご質問はございますか。
11 番 新妻委員	農地の売買については、農業委員会の許可が必要かと思っております。 今回の価格調査について、私の地域では1年間で売買が1件しかありませんでした。 先月いただいた、農地の売買等の調査について、価格の記載が困難であるのですが、どうすればよいでしょうか。
議長 (草野会長)	事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	前回の総会の際にご説明差し上げた、農地の売買等の調査のご質問でございますが、あくまでも売買等行われている平均値、その地域毎で妥当と思われる価格を記入いただければと存じます。

事務局 (草野係長)	参考に調査票には昨年度の値が記入されています。 近隣の農地の価値に大きな変化がなければ、それらを参考として記載ください。
議長 (草野会長)	それでは、その他に移ります。 まず、事務局から何かございますか。
事務局 (野木係長)	1 平成 30 年度業務報告書について ➡報告書を配布した。
事務局 (金成主査)	2 【資料 2】令和元年度「いわき市農地パトロール（利用状況調査）強化月間」の実施について ➡実施について周知した。
事務局 (草野係長)	【資料 3】2020 年度末に期限を迎える復興関係税制に関する調査への協力依頼について ➡調査を依頼した。
議長 (草野会長)	ありがとうございました。 只今の事務局の説明を含め、その他、委員の皆様から何かございますか。 特に無いようでありますので、これをもちまして、いわき市農業委員会第 14 回総会を閉会致します。